

令和3年10月29日

特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第43条第1項の規定に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の1件です。

(参考)

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

令和3年10月29日現在、1,073件の食品が、特定保健用食品の許可等を受けています。

詳しくは、

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_200602_01.pdf

を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 石井、林

TEL : 03-3507-9220 (直通)

FAX : 03-3507-9292

通し番号	商品名	申請者	法人番号	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	トク牛サラシアプレミアム	株式会社吉野家	6011501019200	調理冷凍食品	サラシアエキス末(サラシノールとして)	本品は、食事から摂取した糖の吸収をゆるやかにする働きのあるサラシア由来サラシノールを含んでいます。食後の血糖値が高めで、食事に含まれる糖質が気になる方の食生活改善に役立つ食品です。	血糖値に異常を指摘された方、糖尿病の方、妊婦及び授乳中の方は、事前に医師にご相談ください。摂り過ぎあるいは体質・体調により、おなかゆるくなることがあります。毎日の摂取や、多量摂取で疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。本品はダイエット食品ではありません。	1袋	特保	R3.10.29	1830